

休日在宅医

月/日	医療機関	診療科	電話番号
9/3	英医院	内科	74-1187
9/10	ゆうゆうの森クリニック	内科	55-9111
9/17	県南病院	神・精・内科	72-0224
9/18	みつとめ眼科	眼科	72-7000
9/23	のだ小児科医院	小児科・アレ	71-1112
9/24	とめのファミリークリニック	内科・小児科	76-1425

* 休日在宅医は変更になる場合があります。受診する前に医療機関もしくはテレフォンサービス(☎23-9999)にて必ずご確認ください。

日曜給油店

月/日	給油店名
9/3	谷口本町店・井手産商串間店・井手都井店
9/10	坂元串間店・井上大束店・井手都井店
9/17	酒井串間店・井上仲町店・津曲北方店・井手都井店
9/24	片平本町店・三協西小路店・井手産商串間店・井手都井店

人口と世帯数[平成29年8月1日現在]

■人口 18,064人(前月比 -7 人)
[男性 8,447人 女性 9,617人]
■世帯数 7,861世帯
※平成27年度国勢調査からの推計人口です。

法律・人権・行政などに関する相談会
無料相談

下記の日程で、無料相談を実施します。法律・人権および行政などに関する相談がありましたら、日時と場所を確認してご相談ください。法律相談のみ事前予約が必要です。

①行政相談	▷日時 9月25日(月) 午前10時～午後3時 ▷場所 市役所1階A会議室
②法律相談	▷日時 9月19日(火) 午後1時～3時(要予約) ▷場所 総合保健福祉センター
③人権相談	▷日時 ①9月11日(月) 午前10時～午後3時 ②10月2日(月) 午前10時～午後3時 ▷場所 ①本城支所 ②市役所D会議室
④年金相談	▷日時 9月7日(木)・10月5日(木) 午前10時～午後3時 ▷場所 市役所1階A会議室 ※事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。 予約の際、持参するものの確認をお願いします。 ※予約受付時間=平日午前8時半～午後5時15分

問	①市民生活課生活環境係	☎内線253
	②社会福祉協議会	☎72-6943
	③総務課総務係	☎内線314・319
	④市民生活課市民係	☎内線225・226
	都城年金事務所	☎0986-23-2571

“防災ニュース”

各家庭で防災会議を開きましょう！

① 家族の集合避難場所を決めておきましょう。

災害はいつ起こるかわかりません。職場や学校など家族のいる場所がバラバラの場合があります。そんな時にみんなが集まる避難場所を事前に決めておきましょう。

② 最低3日分、できれば1週間分位の備蓄をしましょう。

小さな子どもやペットがいる家庭など、ライフスタイルが多様化している中、必要な備蓄品は千差万別となっています。家族で必要なものを相談し、事前に揃えておきましょう。

③ 地域の自然条件を確認しましょう。

山の近くであれば土砂災害、川の近くであれば河川氾濫など住んでいる場所で災害リスクが違います。家の周辺に山や河川など自然条件を確認し、どんな災害のリスクがあるか話し合しましょう。

問／危機管理課危機管理係 ☎内線344

地球の
メッセージ
message from the earth

浄化槽は災害に強い

9月1日は防災の日ですね。近年大きな災害が立て続いており、防災意識の高まりを感じますが、災害時に最も困ることのひとつにトイレ問題があります。自宅のトイレを使いたくとも、汲み取り槽が壊れていたりするとトイレが使えませんか。

浄化槽が災害に強い理由として、浄化槽本体が丈夫なプラスチック製であるため損傷しにくいことや、復旧に係る日数が短いことがあげられます。

市では合併浄化槽への転換に補助金を支給しています。災害に備えて、またきれいな排水のために浄化槽への転換をご一考ください。すでに合併浄化槽を使われている方は適正管理をよろしくをお願いします。

問 /市民生活課生活環境係 ☎内線253

障がい者への支援制度をご活用ください
障がい者を支援するための各種制度等

身体障害者タクシー等利用料金助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

●内容	利用券1枚につき、タクシーなどの小型車初乗り料金を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。
●交付方法	1人につき年度あたり24枚を交付 ※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付

特別障害者手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で20歳以上の方に支給されます。

●手当額	26,810円
------	---------

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、20歳未満の児童に支給されます。

●手当額	14,580円
------	---------

宮崎県おもいやり駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設で優先して駐車することができます。

●対象者	各種障がい者手帳所持者、高齢者、難病患者、妊産婦、けがにより杖などを使用される方。ただし、手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準があります。
------	---

未就学児ことばの教室

言葉がうまく出ない、発音が気になる、どもるなど、発語に不安のある未就学のお子さんを対象に、言葉の訓練や指導を行います。体験参加もできますので、お気軽にお問い合わせください。利用には、申請が必要となりますので、まずは下記までご連絡ください。

各種制度で支給条件が異なります。詳細はお問い合わせください。

問	福祉事務所自立支援係 ☎72-1123(内線502、503、504)
---	------------------------------------

特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

●支給要件	対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。手当を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなど。
●手当額	1級(重度)月額51,450円 2級(中等度)月額34,270円 ※手当額は毎年改定されます。

障害者住宅改造助成事業

在宅の障がい者（児）（手帳の等級制限あり）のいる世帯に対し、その住宅を居住に適するよう改造するために要する費用を助成し、自立した生活の維持・促進及び介護者の負担軽減を図ります。ただし、新築や家屋の基本的構造を変えるような大規模な内容の場合は助成の対象とはなりません。また、老朽化に伴う修理や修繕が目的の事業ではありません。

●内容	居住家屋で既存の浴室、便所、玄関、台所、廊下などについて、対象者の負担軽減に必要と認められる部分。 ※上限は20万円(介護保険法による住宅改修対象者については上限20万円)ですが、生計中心者の所得状況により全額助成とならない場合があります。
-----	---

重度心身障害者介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重度心身障がい者と同居する家族で、この方を介護する方を対象に月額5,000円（半年に1回支給）の介護手当を支給します。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語および健全な発達を支援するため補聴器の購入費用などの一部を助成します。